

労働者派遣事業に関わる情報提供

労働者派遣事業の適正な確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項及び同法第 18 条の 2 第 3 項の規定に基づき、当社各事業所における 2025 年 4 月から 2026 年 3 月までのマージン率等の情報を提供いたします。

1. マージン率

事業所の名称	派遣労働者数	派遣先事業所数	派遣料金(消費税込) (1 日 8 時間当たりの平均)	派遣労働者の賃金 (1 日 8 時間当たりの平均)	マージン率
新横浜事業所	227 名	78 事業所	40,162 円	21,807 円	45.7%
大阪事業所	65 名	23 事業所	50,179 円	26,762 円	46.7%

$$\text{マージン率}(\%) = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100 \quad (\text{小数点以下第 2 位を四捨五入})$$

マージン率の部分に含まれる派遣事業運営に必要な経費

社会保険料	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険など（事業主負担分）
有給休暇費用	有給休暇を取得した際に支払う賃金
教育研修費用	キャリアコンサルティング、資格支援制度、資格取得報奨金制度
福利厚生費用	財形貯蓄制度、健康診断費用、会員制優待プログラム「WELBOX」、退職金制度、企業型確定拠出年金制度、体育奨励施設・契約保養所利用補助、会員制リゾート施設の利用、健康保険組合保養施設、住宅支度金制度（遠隔地採用時）
人材募集費用	募集・採用に関する求人広告費
会社運営費用	労務管理費用、システム維持費、オフィス賃料、社有車、燃料費、通信費など諸費用
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金ならびに上記を差し引いた利益

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルリングの問い合わせ・相談窓口

本社(新横浜事業所) TEL:045-471-2334

教育訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	給与支給	1 人あたりの平均実施時間
採用時教育訓練	全採用社員	OFF-JT	当社及び社外教育機関	無	有	8 時間
労働安全衛生法第 59 条の規定に基づく安全衛生教育	全採用社員	OFF-JT	当社	無	有	2 時間
専門技術者能力向上 技術教育研修	新規採用の派遣労働者を含む技術者	OFF-JT	当社	無	有	8 時間

3. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 (協定の有効期間の終期：2027 年 3 月 31 日)	全ての派遣労働者